定　款

第一章　総　則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社シノケングループと称し、英文では Shinoken Group Co.,Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．不動産の売買、仲介およびコンサルティングならびに鑑定
２．不動産の所有、貸借および管理
３．建築工事、土木工事、造園工事、内装工事の請負、設計ならびに監理
４．不動産等に係る投資顧問業および投資一任契約に係る業務
５．投資信託および投資法人に関する法律に基づく投資法人資産運用業および投資信託委託業
６．共同住宅およびビルディング等の清掃、保守、警備等の管理運営業務
７．損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
８．商業施設（ホテル、飲食店、スポーツ施設等）の所有、貸借および経営
９．金銭の貸付、債務の保証、各種債権の売買等の金融業務
１０．有価証券等の保有、売買および仲介ならびに管理
１１．ガス販売・供給および関連する機器の製造、販売、水の供給に関する事業
１２．発電事業および電力サービス事業
１３．高齢者向け施設等の所有、貸借および経営、ならびに介護に関する事業
１４．情報処理および情報提供サービス業
１５．スマートデバイス向けアプリ及び不動産とテクノロジーを融合し

た不動産テックの企画、開発、構築、販売、運営並びに保守管理

１６．グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務およびその他必要と認めた業務

１７．上記各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することによる当該会社等の事業活動の管理、指導、支援、支配

１８．上記各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を福岡市に置く。

（機関）

第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第　二　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、１２０，０００，０００株とする。

（単元株式数）

第７条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１０条　　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式、または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第　三　章　　株　主　総　会

（招集）

第１１条　　定時株主総会は毎年３月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第１２条　　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役

が招集する。

2　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第１５条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

2　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第　四　章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１７条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。

2　当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（取締役の選任）

第１８条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第１９条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4　会社法第３２９条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２０条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２２条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2　取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２３条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２４条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２５条　　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第２６条　　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２７条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

第　五　章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第２９条　　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３０条　　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2　監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第３１条　　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第３２条　　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第　六　章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第３３条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３４条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３５条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第　七　章　　計　　算

（事業年度）

第３６条　　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３７条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第３８条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月３０日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３９条　　剰余金の配当および中間配当にかかる配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

制　　定　平成２年６月５日
一部改訂　平成２年７月23日
一部改訂　平成12年７月27日
一部改訂　平成13年２月23日
一部改訂　平成14年７月10日
一部改訂　平成15年６月27日
一部改訂　平成16年６月29日
一部改訂　平成17年６月29日
一部改訂　平成18年６月29日
一部改訂　平成19年６月28日
一部改訂　平成20年６月27日
一部改訂　平成21年６月26日
一部改訂　平成21年11月26日
一部改訂　平成23年３月30日
一部改訂　平成25年１月１日
一部改訂　平成25年３月27日
一部改訂　平成27年１月１日
一部改訂　平成28年３月29日
一部改訂　平成29年３月29日
一部改訂　平成30年７月１日
一部改訂　平成31年３月27日
一部改訂　令和３年３月26日